

# 受刑者との補償契約・支払事例について

発表者 土佐国道事務所 用地第二課

友永 佑夏

共同研究者 渡川ダム統合管理事務所

総務係長 上原 昂

本案件は、当事務所所管の道路事業に必要となる土地について、登記名義人の法定相続人の1名（以下「A氏」という。）が刑務所に収容されている事実が判明し、受刑者を相手方とした用地取得の過程において、担当職員が実務上直面した問題及びそれらの解決策等について発表するものである。

キーワード 相続登記未了 所在不明者 補償説明方法 契約支払条件具備

## 1. 概要説明

用地取得において、登記名義人が死亡したにもかかわらず、相続登記がなされていないことは多分にあり、この場合、相続人を検索し、相続人全員に相続財産に関する意向を確認しなければ、補償契約の相手方が特定できない。

このことが用地取得の遅延要因のひとつとなっている。

相続人を検索すると、海外在住者や時には所在不明者がいたりもする。

また、口頭で意向は確認できたとしても、印鑑証明書付きの書面でもって意向の確認ができなければ、補償契約を締結することができない。時には相続人間の争いに巻き込まれることもある。

今回の事例は相続登記がなされておらず、また、相続人の1人が刑務所に収容されている事実が判明し、その受刑者も補償契約の相手方として土地を取得したものである。

権利者確認から土地引き渡しに至るまでの苦慮した内容について紹介する。

苦慮した内容としては、①所在不明者の検索、②相続人全員の意向確認、③受刑者との契約方法が挙げられる。

この内容にどのような問題が生じたのよう  
に解決したかを次に説明する。

## 2. 所在不明者の搜索

### (1) 相続人の搜索

当事務所が所管する道路事業に必要な土地の登記名義人の相続人について権利調査を行ったところ、相続人のうち1名以外は住所が判明したが、残り1名の住所は住民票において職権により削除されており、それ以降は公的文書による追跡ができなかった。また、親族に聞き取りを行っても所在不明と回答があり、搜索に行き詰まった。

よって、法務局とも協議を行い、不在者財産管理人を選任することにより、任意契約を締結できるように事務を進めていくこととした。

### (2) 裁判所の情報提供

不在者財産管理人選任審判の申立からほどなくして申立先の家庭裁判所よりA氏がX刑務所に収容されているとの連絡が書面でなされた。

家庭裁判所の情報をもとにX刑務所に対しA氏の所在を照会する文書を事務所長名で発送し、A氏がY刑務所に収容されているとの回答があった。

【参考資料1】

X 刑務所への照会事項

(照会事項)

本籍地〇〇県〇〇市〇〇町

〇〇番地のA氏の現住所

(X 刑務所からの回答)

氏名：〇〇

収容施設名：Y 刑務所

所在地：〇〇 (刑務所住所)

備考：詳細については上記施設  
にお問い合わせください。

その後、Y 刑務所に照会を行ったところ、「根拠となる法令名及び該当条項が明らかでないため、回答を差し控える」との回答がなされた。

しかし、あらためてY 刑務所に対し、A氏に契約関係書類を渡すことは可能か、契約関係書類の受渡方法について相談したところ、Y 刑務所に送付するのではなく、A氏宛てに郵送し、Y 刑務所の検閲で問題なければ、A氏に書類が届くことが確認できた。

### 3. 相続人全員の意向確認

今回の案件では、土地の上に土地と登記名義を同じくする住家が建っていたが、登記名義人が亡くなり空き家になっている状況であった。

相続人全員が県外に居住していたが、現地を管理しているのは相続人のうちのB氏であった。

B氏の意向は、土地については法定持分契約を行い、建物については取り壊しを行うB氏が撤去費を受領し、残額について法定持分で分配契約することであった。

A氏を除く他の相続人からはB氏の意向に同意を得られたが、最終的にA氏の意向が確認できなければ任意契約できない。

このことをA氏が受刑者であるという個人

情報を伏せた上で他の相続人に了解を得ることに苦慮したが、なんとか了解を得ることができた。

### 4. 受刑者との契約に向けて

#### (1) 受刑者との契約に係る問題点

受刑者との契約に関し、以下について対応策の検討が必要であった。

- ① 住所不詳による契約関係書類への住所の記載方法
- ② 押印方法と印鑑登録証明書の発行について
- ③ 公共事業の協力依頼による受刑者との面会
- ④ 補償金の支払い方法について

#### (2) 住所不詳による契約関係書類への住所の記載方法

##### ①住所地

→職権により削除されているため不存在

##### ②居住地

→Y 刑務所所在地

##### ③本籍地

本件では、①は記載する住所地が存在しない。仮に職権により削除された最終住所を記載しても本人確認に疑義が残るため不適當である。

②Y 刑務所所在地を選択する場合、登記承諾書の住所を刑事施設にすると、登記事項証明の甲区欄からA氏が刑務所に収容された事実が、公にされてしまう問題が生じる。

また、本件がX 刑務所からY 刑務所に移送されているように別の収容施設への移送や出所の可能性もある。

管轄登記所と協議を行い、このような場合の登記承諾書への住所記載方法を確認したところ、住所欄を本籍に変更し、刑務所長に奥書を提出してもらうことで本人確認が可能と回答があった。また、本局会計課と調整し、契約書類にも同様の記載をすることとなった。よって、本件では③を選択し、住所地に

本籍地を記載することとした。

### (3) 押印方法と印鑑登録証明書等の発行

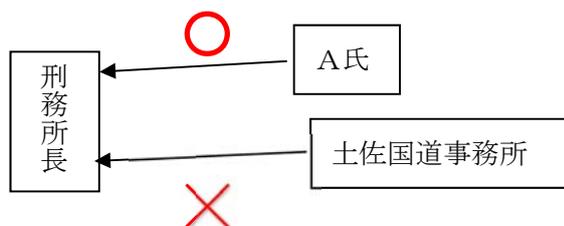
本来契約書類には実印の押印と印鑑証明書の添付が必要となるため、通常、契約書類の住所は印鑑登録の住所地となる。

しかしながら、本件では刑務所に收容されており、実印自体を所持していなかった。

また、A氏は住民票住所を職権により削除されているため、その時点で実印及び印鑑登録証明書の本人確認証明が不可能である。

上記の理由により、管轄登記所及び本局会計課と調整し、拇印の押捺及びY刑務所長による奥書により、本人による署名及び押捺の証明の手段をとることとした。

#### 【奥書に関する注意事項】



奥書の依頼について、当事務所から依頼することはできない。あくまで受刑者本人から刑務所長への依頼に基づく奥書証明であるため、A氏の協力が不可欠である。

### (4) 受刑者との面会日時の設定及び補償説明等

Y刑務所は当事務所から遠方であったため、Y刑務所に対し、事前に文書にて以下の2点について確認を行った。

- ①本件面会理由が面会を許可されるものか
- ②面会希望日時に面会が可能か

Y刑務所担当職員より希望日において面会が可能を旨を確認した。ただし、聴取等が入る場合は急遽面会ができない場合もあると事前に確認していたため、希望日はあらかじめ複数設定した。

その結果、予定どおりA氏と面会し、事業説明を行うことができた。

#### 【参考資料2】

Y刑務所との面会に関する調整

〈受刑者名〉本籍〇〇のA氏

〈目的〉事業説明及び意向確認

〈面会希望日時〉令和元年〇月〇日〇時

令和元年〇月〇日〇時

〈訪問者名〉〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

なお、家庭裁判所の情報により本人と面会できたため、不在者財産管理人選任審判の申立は取り下げた。

補償対象の確認を得るため、説明資料及び土地調書・物件調書を差入れることで調書に署名を求めた。差入れから返送までは、検閲がかかるため、2週間程度の余裕を持った期間設定が必要となる。

3. で記述のとおり、A氏以外の相続人の意向及び撤去に関する方針についての説明を行った上で意向の確認をしたところ、A氏は持分を主張し、物件移転についての方針についても了解を得た。

今回の面会で意向確認ができたことにより、意向に沿った契約書類を作成の上、郵送にて送付することを伝え、面会を終えた。

### (5) 補償金の支払方法

A氏から任意契約の同意が得られたことで、次に問題となるのが受刑者A氏への支払方法である。

支払方法の選択肢については、次の方法が考えられる。

- ①振込可能なA氏名義の口座への支払
- ②A氏の父親等の口座に委任払い
- ③持参人払いによる支払
- ④法務局への供託

補償金の振込可能な口座の確認を行ったところ、通帳を所持しておらず、銀行口座も不明であった。A氏の父親に確認しても、A氏

名義の口座はないとの回答を得ており、①は不可能であった。

②の代理受領について A 氏に確認したところ、A 氏本人への支払を強く希望したため、③の刑務所における持参人払いについて検討することとなった。

持参人払いの取り扱いとして刑務所職員に確認したところ、差入窓口にて差入れられた金銭については刑務所内で物品等を購入する際に使用でき、余剰金は、出所時には本人に引き渡されることから、本人払いと同義であると確認できた。ここで問題点となるのが、支払の証拠書類として受領書の取得である。

受領書にも奥書が必要となるため、持参人払い後すぐに受領書を受刑者から受け取るとは困難ある。

したがって、次のような実務的手法をとることとした。

持参人払いの場合、差入窓口にて現金を差入れる形となる。その際に申込用紙に金額等を記載することとなる。

申込用紙は3枚綴りとなっており、1枚目は刑務所に保管、2枚目は差入人控への受領書であり、3枚目が受刑者本人に渡りようになる。

2枚目の受領書には Y 刑務所歳入歳出外現金出納管理法務事務官の印鑑が押印されており、これを持参人払い時には受け取ることとし、現金と一緒に本局会計課で作成した受領書を差入れることで、後日、奥書証明をした受領書の返送を受け、支払受領の確認とすることとした。

④法務局への供託については、上記の支払い方法等が全て不可能な場合に検討される支払い方法であるため、今回は対象外である。

## 5. 契約関係書類の受渡

Y 刑務所の所在地が当事務所から遠方であったため、面会時に A 氏から了承を得たうえ

で、契約関係書類については郵送を行った。

〈送付資料〉

- ・各書類の説明資料
- ・遺産分割協議証明書
- ・契約書
- ・登記承諾書
- ・完了届
- ・請求書
- ・返信用封筒

※Y 刑務所の担当者より、返信用封筒について、受取人払いは利用できないと回答を得ていたため、返信用の封筒と郵券を同封した。

契約関係書類の送付から約3週間後 A 氏から署名押捺された契約関係書類が返送され、無事相続人全員と契約を行い、B 氏に契約が整ったことを伝え、空き家の取り壊し、土地引き渡しが無事完了した。

また、持参人払いについても、方針どおり完了した。

## 6. おわりに

刑務所に収容されている受刑者との円滑な補償説明及び契約を行うには、管轄登記所及び当該刑務所職員との綿密な調整が必要不可欠である。

本案件においても事前に調整を行い、刑務所職員からの情報提供により、問題なく用地事務の執行をすることができた。

また、移転物件が存する場合の撤去等の調整も重要となってくる。本案件では、当該受刑者の他に相続人がおり、解体・撤去までスムーズに行うことができたが、仮に受刑者単独所有の物件の場合、他に移転を委任できるものがないか等の調整により、さらに期間を要するものと考えられる。

個別案件により問題点は異なると考えられるが、本事例が同様事例の参考になれば、幸いである。